

知って  
おきたい

# みんなの年金ガイド

## 付加年金で年金額を増やしませんか？

今月の年金相談

8月21日(水)

10:40～12:00

13:00～15:00

完全予約制

相談日の2日前までに申し込みください

役場第1・2会議室

国民年金の老齢基礎年金を少しでも増やしたいという人におすすめなのが、「付加年金制度」です。

### ◆付加保険料は、月額400円です

付加年金制度の利用を申請して、通常の国民年金保険料（平成25年度は月額15,040円）に毎月400円を上乗せして納付すれば、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。

### ◆付加年金の額

将来上乗せされる年金額は、「200円×付加年金の納付月数」で計算されます。

たとえば仮に480ヶ月(40年間)納付した場合

納付した付加保険料 ⇒ 400円×480ヶ月=192,000円

受給する付加年金額 ⇒ 200円×480ヶ月=96,000円(年額)

つまり2年間付加年金を受給すると、納付した保険料の同額になるとともに、一生受け取ることができます。

### ※付加年金加入の注意点

- ①第1号（国民年金）被保険者しか利用できません。
- ②国民年金基金との同時加入はできません。
- ③保険料の滞納がある方や免除を受けている方は加入できません。
- ④物価スライド形式ではありません。

### 【手続方法】

年金事務所または役場窓口で、①年金手帳など基礎年金番号がわかるもの

②印鑑を持参して手続きをしてください。



## 専業主婦・主夫の年金が平成25年7月1日改正されました

サラリーマンの夫（妻）が退職した場合など、その扶養となっている配偶者は、第3号被保険者から第1号への変更手続きをして保険料を納めなくてはなりません。この手続きが2年以上遅れたことがある方は、2年前以上の保険料を納付することができないため、保険料の「未納期間」が発生します。

このたび、専業主婦（夫）の年金が改正され、このような方が手続きをすることにより、「未納期間」を「受給資格期間」に算入することができるようになりました。

このように、切り替え手続きが2年以上遅れたことのある方は、専用ダイヤル0570-011-050または函館年金事務所へお問い合わせください。

### ● 詳しくは、お近くの「年金事務所」へおたずねください ●

◆問い合わせ先	請求手続きや届け出など	ねんきんダイヤル	☎0570-05-1165
函館年金事務所	・加入手続きや納入相談など	国民年金課	☎0138-56-1165
	・障害年金の請求手続きなど	お客様相談室	☎0138-82-8002
役場窓口	住民生活課社会係（窓口5番）		☎0137-62-2111(内線245)
	熊石総合支所住民サービス課		☎01398-2-3111
	落部支所		☎0137-67-2231

番号のかけ間違いにご注意ください

年金相談は完全予約制です。ご希望の方は、役場社会係までご連絡願います。